



村民憲章

- ◆心と体をきたえ、健康をほこれるまちにします。
- ◆個性とうるおいにみちた、文化のまちにします。
- ◆力をあわせいきいきと働き、活力にみちたまちにします。
- ◆水とみどりを守り、くらしと自然の調和するまちにします。
- ◆ささえあう心を育て、あたたかくふれあうまちにします。

お知らせ版

村制施行120周年

たきざわ

平成21年
7月15日号
No.755

●編集・発行 滝沢村

広報情報課 〒020-0192 岩手県岩手郡滝沢村鶴岡字中鶴岡55番地 ☎019-684-2111 FAX019-684-1517
○インターネットホームページ(パソコン・携帯電話兼用) URL <http://www.vill.takizawa.iwate.jp/>

滝沢村に必要な人物像!

今、地方自治体の経営は、非常に厳しい状況になっている折、財政破綻する自治体が多数出てくることも想定されています。滝沢村においても例外ではなく、今後険しい道のりを乗り越えていかなければなりません。

また国においては、公務員制度改革が行われ、公務員がこれまでいわれてきたような安定した職業ではなくなってきました。村では、数年前からこうした事態を想定しさまざまな改革に取り組んできました。その中で、仕事の仕方も「これまで通りの仕事をこれまで通りの方法でこなしていく」ことから、「住民の声に耳を傾け、職員同士がよく話し合い、これまで通りのやり方を変えていく」といった形に変わってきました。

「公務員として自ら考え、自ら行動できる人」、「常に創意工夫しながら仕事に取り組める人」、「他の職員とコミュニケーションが図られる人」を求めています。

一般事務職と建築技術職、医療職 村職員の採用試験を行います

村では平成22年度採用候補者を決めるための採用試験を行います。幸せ地域社会の実現に向け、あなたもその一翼を担いませんか。

採用人員・受験資格

- ①初級事務(若干人)
昭和五十六年四月二日から平成四年四月一日までに生まれた人(学歴・性別不問)
- ②初級建築(若干人)
昭和五十六年四月二日から平成四年四月一日までに生まれた人(学歴・性別不問)
- ③保健師(若干人)
昭和五十六年四月二日から平成元年四月一日までに生まれた人(保健師助産師看護師法の規定による保健師の免許を取得した人、または来春学校卒業見込みで保健師免許を取得見込みの人)
- ④身体障がい者を対象にした初級事務(若干人)
昭和五十四年四月二日から

平成四年四月一日までに生まれた人(学歴・性別不問)

受付期間

七月十五日(水)～八月十七日(月)の午前八時半から午後五時まで受け付けます。(土・日曜日、祝日を除く)
※郵送の場合は、八月十四日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

試験日

●一次試験

九月二十日(日)午前十時試験開始
※二次試験は十月下旬、三次試験は十一月中旬を予定しています。

試験会場

岩手大学(盛岡市上田)

一次試験内容

●教養試験
高校卒業程度(保健師は短大卒業程度)の一般的な知識・知能について択一式の筆記試験。

●作文試験

文章による表現力・構成力などを見るための試験。

●専門試験

初級建築・保健師受験者のみ実施。
建築技術者として必要な高校卒業程度、または保健師として必要な短大卒業程度の専門的知識について択一式の筆記試験。

●事務適正検査

身体障がい者を対象にした初級事務のみ実施。
事務職員としての適応性を、正確さ、迅速さなどの作業能力の面から見るための適性検査。

●受験申込用紙の請求

申込用紙は、総務課か村東部・北部出張所で交付します。郵便で申込用紙の交付を請求する場合は、事前に総務課に問い合わせください。

●問い合わせ

詳しくは、村のホームページをご覧ください。総務課(内線332)に問い合わせください。

埋蔵文化財センターで 夏のワクワク体験実施

▶期 日

8月1日(土)～8月9日(日)、受付時間は午前9時～午後1時(事前予約は不要です。当日受け付けます)
※8月3日(月)は休館日です。

▶内容・材料代

※材料が無くなりしだい終了させていただきます。

①勾玉作り(滑石コース300円、琥珀コース750円)

②アクセサリ作り(縄文アクセサリ350円、琥珀の首飾り1,000円)

③「石」のお守り作り(300円)

④縄文玉作り(100円)

⑤恐竜発掘体験(1,200円)

⑥土器・埴輪作り(各300円)

▶問い合わせ

村埋蔵文化財センター(☎694-9001)



昨年のワクワク体験

鞍掛登山とスイカ収穫 体験者を募集してます

村では、村内の観光資源を再認識し、観光産業にするために広く意見をいただくためにモニター事業を行っています。

モニター事業企画「鞍掛山登山とスイカ収穫体験」の参加者を募集します。

▶日 時 8月9日(日)午前9時～

▶内 容 午前は鞍掛山登山
午後はスイカ収穫体験

▶集合場所 滝沢村役場

▶対象者 村内にお住まいの皆さん

▶定 員 10人(先着順)

▶申し込み・問い合わせ

7月31日(金)までに商工観光課(内線267)に電話で申し込みください。

犯罪被害者などの施策 標語を募集しています

内閣府では犯罪被害者などの権利利益を尊重する社会の必要性を、分かりやすく簡潔に表現した標語を募集します。

▶応募資格など

個人による応募で、1人1点、未発表オリジナルの作品

▶応募期間 8月11日(火)まで

(仮)滝沢ふるさと会設立に向け情報をお寄せください

広報たきざわ6月15日号でもお知らせしましたが、村では現在、「(仮称)滝沢ふるさと会」の設立に向けて準備を進めています。

ふるさとを離れて生活している皆さんと情報交換をしながら、さまざまな事業を展開していこうとするものです。夏休みやお盆で帰省されるご家族や友人、知人の皆さんに、ふるさと会のことをお伝えください。皆さんからの情報をお待ちしています。

■ふるさと会の活動内容(案)

会員の親睦と交流を通して、郷土産品の愛用と販路拡大への協力、企業誘致のための協力、村のPRと観光客の送り込み、文化・芸能・スポーツなどで活躍する郷土出身者の応援、そして村出身者の人材育成とUターンへの協力などを考えています。

■ふるさと会設立までの流れ

①皆さんからの情報を基に県外在住者の名簿を作成します。

②名簿を基に、アンケート用紙を郵送

し、加入や設立準備委員会への協力などについて意思確認を行います。

③準備委員として協力していただけると回答があった皆さんなどに、設立準備委員を依頼します。

④準備委員会で、会則や設立総会・交流会の内容などを決めていきます。

⑤加入希望回答者に総会の開催案内をお知らせします。

⑥設立総会を開催します。

■情報提供をお願いします

会の設立に向けた基礎資料にするため、滝沢村の出身者や村にゆかりのある皆さんの情報の提供をお願いします。

●お知らせいただきたい内容

県外在住者(学生は除きます)の①お名前、②住所(連絡先)、③電話番号、紹介者の④お名前と⑤電話番号をお知らせください。

●情報提供先・問い合わせ

広報情報課(内線320、FAX019-684-1517、E-mail:kouhou@vill.takizawa.iwate.jp)

※郵送の場合は当日の消印有効

▶応募方法など

作品に①氏名・フリガナ、②住所、③電話番号、④性別、⑤年齢、⑥職業を明記してください。高校生以下の場合は、⑤学校名、⑥学年を明記してください。

▶あて先・問い合わせ

犯罪被害者等施策推進室・標語募集係(〒100-8970 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 合同庁舎4号館4階、☎03-3581-1162、FAX03-3581-0902、H P : <http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>)

登山に参加しませんか 8月に蔵王の熊野岳へ

▶日時・コース

8月29日(土)、午前6時滝沢村役場出発～白石インター～蔵王エコーライン～蔵王熊野岳～午後8時役場着予定

▶定 員 40人

▶参加費 6,500円(交通費、保険料)

▶参加資格

村内にお住まいで自力歩行できる人

▶申し込み

はがきに氏名・年齢・住所・郵便番号・電話番号を記入し、8月17日(月)までに滝沢村山岳協会・阿部(〒020-0173 滝沢村滝沢字湯舟沢222-337)に申し込みください。

生活保護相談会を開催 岩手県青年司法書士会

岩手県青年司法書士会では「生活保護」に関する問題について、無料相談会を開催します。相談は電話(フリーダイヤル0120-052-088)か面談で行います。面談希望者は直接会場にご来場ください。

▶日 時 8月1日(土)

午前10時～午後4時

▶場 所 岩手県司法書士会館

(盛岡市本町通二丁目)

▶問い合わせ

岩手県青年司法書士会(☎0197-65-4825)

県民レクリエーション つどいで心と体健康に

▶日 時 8月23日(日)午前9時半～

▶場 所

盛岡市渋民運動公園総合体育館・運動場

▶対象・参加費 県民の皆さん、無料

▶内 容

シャトルボード、ユニカール、スカイクロスなど

▶問い合わせ

NPO法人岩手県レクリエーション協会(☎647-7413)

村制 120 周年記念事業 ホースフェスティバル

滝沢村は、ことし村制施行 120 周年を迎えました。これを記念して「チャグチャグ馬コの里滝沢村ホースフェスティバル」を開催します。

▶日 時 8月2日(日)

午前10時～午後4時

▶場 所 岩手産業文化センターアピオ

▶内 容

チャグチャグ馬コとの触れ合いや、スポーツやぶさめ、ばんばエキシビジョン、草競馬、地域特産品の販売など。

また、「09アピオサマーフェスティバル」も同時開催されます。

▶問い合わせ

チャグチャグ馬コの里・滝沢村ホースフェスティバル実行委員会(村商工観光課内 内線265)

健診など指定医療機関 一部変更になりました

遠藤医院(滝沢字葉の木沢山 ☎688-0803)が閉院したため、同医院での基本健康診査と長寿健康診査、肝炎ウイルス検査、特定健康診査を終了しました。

なお、6月に同医院で健康診査などを受診された皆さんへの結果のお知らせなどは、7月25日(土)まで行われます。

▶問い合わせ 保険年金課(内線185)

親子で楽しくキャンプ 参加者を募集しています

野外での触れ合いを通して親子の時間を見つめ直してみませんか。キャンプファイヤーなど集団キャンプならではの楽しみもいっぱい。指導員が指導しますので、キャンプ初心者でも大丈夫です。

▶主 催 滝沢村少年団体指導員協議会

▶期 日 8月29日(土)～30日(日)

▶場 所 村相の沢キャンプ場

▶募集人員 村内の親子50人

▶参加料 大人1,500円、子ども1,000円

▶その他

テントをお持ちでない場合は貸し出します。申し込みの際にお知らせください。

飯ごうなどは事務局で準備します。

▶申し込み・問い合わせ

8月10日(月)までに、住所と氏名、性別、電話番号、子どもは学校名と学年を明記し、郵送やFAX(684-2126)、E-mail(syakyu@vill.takizawa.iwate.jp)で生涯学習課(内線347)に申し込みください。

陸大学第5回教養講座 受講者募集しています

▶日 時 8月10日(月)

午前10時～正午

▶場 所 村公民館ホール

▶内 容

陸大学歴史教室講師・藤沢昭子さんによる講話「[民族のこぼれ話～ひぼどから聞き語り控]

※この講話は、陸大学教養講座として開催しますが、どなたでも受講できます。

▶問い合わせ

村老人福祉センター(☎684-2233)

補助金活用事業の公募 8月3日から受け付け

村では、まちづくりの担い手を支援するため、村の補助金を活用する事業の公募を行っています。補助金の交付を受けるためには申請が必要になりますので、平成22年度に補助事業の実施を希望する団体は、下記により申請してください。

ただし、昨年度か一昨年度の申請で村の補助金交付対象事業として既に22年度分の採択を受けている団体は、今回は申請の必要がありません。(18年度に申請し3年継続している事業でさらに継続を希望する場合は申請対象になります)

▶応募資格

①村内に在住・在勤か在学する皆さん

②村内に在住・在勤か在学する人で構成され、活動拠点の事務所が村内にある団体など

▶応募期間

8月3日(月)～8月31日(月)の午前8時半～午後5時(土・日を除く)

▶応募方法

財務課か補助金所管課で配布する所定の書類に必要事項を記入し、補助金所管課に提出してください。

ただし、国や県の補助制度を伴う場合などについては、村が補助事業者になって手続きすることになります。申請の可否について財務課に問い合わせください。

▶問い合わせ 財務課(内線387)

森林は重要な資源です 伐採する際は届け出を

森林は皆さんの資産であるばかりでなく、水源かん養や地球温暖化防止などの役割を果たす公共財でもあり、地域社会にとって重要な資源です。大切な森林を違法な伐採や無秩序な開発から守るために、伐採届出が法律で定められています。

◎森林を自分で伐採するときは、必ず市町村長に伐採届出書を提出しましょう。

◎業者に依頼するときは、伐採届出書を提出するよう業者に依頼しましょう。

▶届け出

実際に伐採を始める90日から30日前までに、伐採する森林の所在市町村の長に届けてください。

▶届け出様式・問い合わせ

詳しくは、村農林課・林務担当(内線257)に問い合わせください。

児童扶養手当の現況届 続けて受けるためには

8月は、児童扶養手当の認定を受けている皆さん(全額停止者を含む)に、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するための現況届を提出していただく月です。ご案内は郵送しますので、必ず手続きをしてください。

現況届を提出されない場合は、手当の支給を停止することになります。

▶受付期間

8月3日(月)～8月31日(月)、土・日を除く午前8時半～午後5時

▶持参するもの

児童扶養手当証書と印鑑、預貯金通帳など

※詳しくは案内文をご覧ください。

▶提出先・問い合わせ

子育て支援課(内線136)

村選挙管理委員会では 選挙の投票立会人募集

村では、投票所で選挙が公正に行われるよう立ち会う「投票立会人」を随時募集しています。滝沢村の選挙人名簿に登録されている人で、希望される場合は申し込みください。

▶報酬 日額10,700円(予定)

※国の算定基準により変更することがあります。

▶時間と立ち会い場所

・投票日当日は午前6時半～午後6時半、選挙人名簿に登録されている投票所

・期日前投票は午前8時15分～午後8時15分、役場か滝沢勤労青少年ホーム

▶申し込み・問い合わせ

住所、氏名、生年月日、申込者のお住まいの地区の投票所名、連絡先電話番号を記入し、はがきかFAX、電子メールで村選挙管理委員会事務局(〒020-0192 滝沢村鶴飼字中鶴飼55 滝沢村役場総務課内、内線334、FAX684-1517、E-mail:senkan@vill.takizawa.iwate.jp)に申し込みください。

不用品あっせんコーナー

【提供します】

- 衣類乾燥機 (1992 年式) 1 台
- 滝沢南中学校女子制服
- ・冬服 165 A 1 着
- ・夏服 165 A (長袖と半袖) 各 1 着
- ・冬用スカート (W 60 と W 64) 各 1 着

◎このコーナーは、家庭で不用になった物品を必要とする人に、無償で提供することにより、物を大切に使うことの意識の向上とごみの減量化、資源化を図り資源循環型社会を目指すことを目的としています。

【対象物品】衣類、家電製品など、その他(破損などがなく十分使用に耐えうるものであること)

【除外品】ペット、自動車、バイク、食品、衛生用品

●問い合わせ 環境課(内線 275)

危険物取扱者保安講習

平成 21 年度危険物取扱者保安講習を実施します。

この講習は、消防法第 13 条の 23 の規定により危険物製造所、貯蔵所または取扱所で危険物の取り扱い作業に従事している危険物取扱者が、3 年ごとの受講を義務付けられています。

●受付期限 8 月 10 日(月)まで

●申し込み・問い合わせ

詳しくは、岩手県消防協会(☎ 654-3991) か岩手県総合防災室(☎ 629-5556) 問い合わせください。

県交通からのお知らせ

岩手県交通のダイヤが 7 月 1 日から改正されています。ご利用の際はお間違いないようお願いいたします。

詳しくは、岩手県交通のホームページをご覧ください。インフォメーションセンター(☎ 654-7755、平日午前 9 時～午後 5 時)や、各営業所に問い合わせください。

みのりホーム夕涼み会

●日時 7 月 25 日(土)
午後 4 時～午後 7 時

●場所 知的障がい者授産施設(通所)みのりホーム(村北部コミュニティセンター隣)

●内容 バルーンアートや長縄跳びのパフォーマンス、模擬店、バザー、大抽選会、地元の農産物やケーキの販売など。

●問い合わせ
みのりホーム(☎ 694-3003)

携帯用サイトに簡単アクセス!

こちらの QR コードから、滝沢村の携帯用ウェブサイト
にアクセスできます。



国保限度額適用認定証の更新手続きは 8 月から

国民健康保険の限度額適用認定証・減額認定証の有効期限は 7 月 31 日までになっています。8 月 1 日以降は使用できませんので注意してください。

なお、8 月以降も引き続き認定証が必要な場合の更新手続きは、8 月から受け付けます。

▶申請方法・問い合わせ

保険証と世帯主の印鑑、認定証を持参して保険年金課(内線 129)に申請してください。(村東部・北部出張所でも申請できますが、認定証は郵送になります)

※過去一年間(平成 20 年 8 月～平成 21 年 7 月)に入院日数が 90 日を超える場合は、医療機関の領収書など入院日数の確認できる書類も持参してください。

国民健康保険一口メモ 国保の届け出はお済みですか?

新しい職場に就職が決まった場合や、今までの会社を退職した場合など、加入している健康保険が変わったときには 14 日以内に届け出をしてください。

退職などで職場の健康保険をやめたとき、または任意継続の資格がなくなったとき

ほかの健康保険に加入する予定がないときは、健康保険の資格喪失日から村の国民健康保険(国保)に加入しなければなりません。

届け出が遅れると、さかのぼって国民健康保険税(国保税)を納めることになったり、医療費が全額自己負担になったりしますので、早めに届け出してください。

●届け出に必要なもの

・健康保険を抜けた日付や、健康保険の被扶養者から抜けた日付の分かる証明書(資格喪失証明書や離職票)

- ・印鑑
- ・年金受給者は年金証書(65 歳未満の人)

就職などで職場の健康保険に加入したとき、または扶養家族として加入したとき

村の国保からほかの健康保険に加入したときは、国保から抜ける届け出が必要です。届け出が遅れると、国保税が課税されたままになります。

また国保の保険証で受診すると、国保で負担した医療費を後で返していただくことになりますので注意してください。

●届け出に必要なもの

- ・新しい保険証と健康保険に加入した日付の分かる証明書(保険証に被保険者や被扶養者の資格取得認定日が記載されている場合は不要)
- ・国保の保険証と印鑑

●問い合わせ
保険年金課(内線 127～129)

国民年金のコーナー 保険料の納付が困難なときは

●免除制度

平成 21 年度の国民年金保険料は月額 14,660 円です。収入が少ない人や失業・倒産などで納付が困難な人のために、保険料の免除制度が設けられています。(本人と配偶者、世帯主の収入に一定の基準があります)

また、所得に応じて一部免除(保険料の減額)される場合もあります。この場合、納付するべき一部保険料を納めないでいると、免除が無効になり将来の老齢基礎年金の額に反映されませんし、障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合もあります。

●猶予制度

30 歳未満の人で、収入が少ないなど納付が困難な場合には「若年者納付猶予制度」があります。また、大学や短大、高等専門学校などに在学する 20 歳以上の人には、学生の間保険料が猶予される「学生納付特例制度」もあります。いずれも申請が必要です。

●老齢基礎年金への反映

国民年金(老齢基礎年金)の給付は平成 21 年度から 2 分の 1 が国庫負担でまかなわれるため、保険料が免除された期間は老齢基礎年金の計算の際に国庫負担に相当する額が年金額に反映されます。

●追納について

納付猶予と学生納付特例の承認期間は年金額に反映されませんが、免除や猶予された保険料は、10 年以内に納める(追納)ことができます。

この場合は、保険料を納めていたのと同じ扱いになり将来の老齢基礎年金額に反映されます。

将来の年金受給額を満額に近づけるために、余裕があるときは追納して将来に備えることをお勧めします。

●免除申請を受け付けます

21 年度分の免除申請を受け付けています。6 月まで免除の承認を受けている人で、7 月以降も免除を希望する人は、再度申請が必要です。忘れずに手続きしてください。

●問い合わせ 保険年金課(内線 148)